

平成30年5月30日

**【議案第88号】**

**川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定  
について**

- 参考資料1 川崎市余熱利用市民利用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 参考資料2 王禅寺余熱利用市民施設（ヨネッティー王禅寺）の概要について
- 参考資料3 川崎市余熱利用市民利用施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

環 境 局

## 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

王禅寺余熱利用市民施設のトレーニングルームでは、利用できる時間帯を1日3区分としているが、利用者サービスの向上を図るため、1回の利用を3時間までとする方式を導入する。

これに伴い、現在の利用料金をもとに、1回当たりの基本料金及び超過料金を定める。

### 2 改正内容

#### 現行（個人利用料）

トレーニングルーム	区分		金額		
			午前	午後	夜間
			9時～12時	1時～4時	5時～8時
王禅寺余熱利用市民施設	20歳以上の者		330円	330円	330円
	15歳以上20歳未満の者		110円	110円	110円
	20歳以上の学生				



#### 改正後（個人利用料）

トレーニングルーム	区分		基本料金		超過料金	
王禅寺余熱利用市民施設	20歳以上の者			330円		110円
	15歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生		1人1回 3時間まで	110円	超過時間 1時間までごとに	35円

### 3 施行期日

平成31年4月1日から施行

## 王禅寺余熱利用市民施設（ヨネッティー王禅寺）の概要について

### 1 施設概要

市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、隣接する処理センターのごみ焼却に伴う余熱を有効利用した余熱利用市民施設を設置。

所在地：川崎市麻生区王禅寺 1 3 2 1

開設年月：平成 2 年 4 月

施設概要：温水プール（競泳用、流水、幼児用、スライダー）、トレーニングルーム、会議室（大会議室、第 1～4 会議室）、レクリエーションルーム、老人休養施設、駐車場

### 2 トレーニングルームの概要

市民の健康の増進を目的として、ランニングマシン、筋力強化マシン等のトレーニング機器を設置している。

### 3 トレーニングルームの利用者数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
20 歳以上の者	32,961	21,336	28,393	29,888	56,328
15 歳以上 20 歳未満の者 20 歳以上の学生	5,406	3,136	3,831	3,413	6,537
合計	38,367	24,472	32,224	33,301	62,865

※平成 26 年度から平成 28 年度は施設の大規模修繕のため、各年度約半年休館

改正後	改正前
<p>○川崎市余熱利用市民施設条例 平成元年12月26日条例第35号 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 老人休養施設の利用料金は、無料とする。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (略)</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>1 施設利用料 (1) 専用利用料（王禅寺余熱利用市民施設） (略)</p>	<p>○川崎市余熱利用市民施設条例 平成元年12月26日条例第35号 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 老人休養施設の利用料金は、無料とする。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (略)</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>1 施設利用料 (1) 専用利用料（王禅寺余熱利用市民施設） (略)</p>

改正後							改正前						
(2) 個人利用料							(2) 個人利用料						
温水プール	区分		基本料金		超過料金		温水プール	区分		基本料金		超過料金	
	堤根余熱利用市民施設	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	220円	超過時間 30分までごとに	110円		堤根余熱利用市民施設	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	220円	超過時間 30分までごとに	110円
		3歳以上15歳未満の者(中学生を含む。)		50円		25円			3歳以上15歳未満の者(中学生を含む。)		50円		25円
	王禅寺余熱利用市民施設	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	330円	超過時間 30分までごとに	165円		王禅寺余熱利用市民施設	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	330円	超過時間 30分までごとに	165円
		3歳以上15歳未満の者(中学生を含む。)		110円		55円			3歳以上15歳未満の者(中学生を含む。)		110円		55円
	トレーニングルーム	王禅寺余熱利用市民施設	20歳以上の者	1人1回 3時間まで	330円	超過時間 1時間までごとに		110円	トレーニングルーム	金額			
15歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生		110円	35円		区分		午前 9時～12時	午後 1時～4時		夜間 5時～8時			
	王禅寺余熱利用市民施設			20歳以上の者	330円	330円	330円						
		15歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生			110円	110円	110円						

備考

- 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。
- トレーニングルームを利用できる者は、15歳以上の者とする。
- 中学生とは、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。

2 設備利用料

(略)

備考

- 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。
- トレーニングルームを利用できる者は、15歳以上の者とする。
- 中学生とは、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。

2 設備利用料

(略)